

ライフ
ワーク **LIFE** おおいた

第42号

2020
Jan



最低賃金 必ずチェック!

◆ トピックス ◆

- 最低賃金が改定されました
- パートタイム・有期雇用労働法が施行されます
- 難病の方の雇用にご理解とご協力をお願いします

最低賃金が改定されました

最低賃金制度は、雇う上でも、働く上でも、最低限のルールです。
使用者も、労働者も、必ず確認しましょう！

大分県
最低賃金

<時間額>

790円

(令和元年10月1日から)



最低賃金制度って何？

→働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証する制度です。

年齢や正社員・契約社員・パート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

※最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

特定(産業別) 最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、特定地域内の特定の産業または職業について、関係労使が地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されています。
 大分県の特定最低賃金は以下のとおり改定されています。

鉄鋼業	947円(時間額)
非鉄金属製造業	907円(時間額)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	832円(時間額)
自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業	875円(時間額)
各種商品小売業 ※最低賃金を適用	790円(時間額)
自動車(新車)小売業	844円(時間額)



(令和元年12月25日から)

次に掲げる適用除外者については、特定(産業別)最低賃金の適用が除外され、大分県最低賃金が適用されます。

【適用除外者】

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
 - ① 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
 - ② 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

詳細は、最低賃金に関する特設サイトをご覧ください。

最低賃金

検索

お問い合わせ先

大分労働局 労働基準部賃金室
大分労働基準監督署

TEL: 097-536-3215
TEL: 097-535-1512

おおいたデザイン・エイド2019

パッケージデザインコンテスト表彰式を開催します

大分市では、クリエイティブ産業の裾野の拡大、市内クリエイターの育成、クリエイターの発想・技術を活用した企業の販路拡大を図ることを目的にクリエイティブ産業育成事業「おおいたデザイン・エイド2019」を実施しています。

その一環として、市内企業から公募した商品について、パッケージデザインを募集し、応募のあった作品のうち特に優秀な作品を表彰するとともに、企業と応募者をマッチングし商品化を目指す「パッケージデザインコンテスト」の表彰式を開催します。

【日 時】令和2年1月26日（日） 午後1時30分～2時30分

【場 所】大分銀行赤レンガ館 タウトナコーヒー
（大分市府内町2丁目2-1）



表彰式終了後には株式会社 Oita Made にて、実際にコンテストでリニューアルした商品の販売を行います。

申し込みは不要です。ぜひご来場ください！

お問い合わせ先 大分市商工労政課 工業振興担当班 TEL：097-585-6011

大分市経済講演会を開催します

令和元年度 第2回大分市経済講演会

【日 時】令和2年2月21日（金） 午後6時30分～8時

【場 所】J:COM ホルトホール大分 3階 大会議室
（大分市金池南1丁目5-1）

【講 師】池邊 竜一 氏
（キューアンドエーワークス株式会社 代表取締役）

【演 題】『ノンコア業務を“エコ化”！
デジタル社会「新時間軸」での新しい働き方』



＜申込み方法＞

大分市商工労政課（本庁舎9階）に備え付けの申込書（市ホームページでダウンロードも可）に記入し、2月20日（木）までに同課へ。

お問い合わせ先 大分市商工労政課 工業振興担当班 TEL：097-585-6011

事業主の皆さま、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の
不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者を含む。）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、**パートタイム・有期雇用労働法**や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン**（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、**パートタイム・有期雇用労働指針**が施行されます。

※パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。



改正のポイント

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）について、以下の1～3を統一的に整備します。

※派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、下記1～3が整備されます。

1. 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3. 行政による事業主への助言・指導や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

※行政ADRとは、事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続のことをいいます。

詳細は、**厚生労働省ホームページ（パート・有期労働ポータルサイト）**でご確認ください。

お問い合わせ先 大分労働局 雇用環境・均等室 TEL：097-532-4025

なくそう！ 望まない受動喫煙

マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施工されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満の
立入禁止

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の
設置が必要

屋内での喫煙は
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が
義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

改正法は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨とし、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。

【基本的な考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

【基本的な考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

【基本的な考え方 第3】施設の類型・場所ごとの対策を実施

事業者の皆さんへ

●屋内において喫煙が可能となる、各種喫煙室があります

屋内に喫煙専用室を設置する場合は、気流の確保や標識の設置等、一定の基準を満たす必要があります。

●既存の経営規模の小さな飲食店への経過措置について

2020年4月1日現在で営業している店舗で、資本金または出資の総額5000万円以下かつ客席面積が100㎡以下の飲食店については、経過措置として店内を喫煙可能とすることができます。

●事業者への財政・税制支援等について

事業者が、受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等に係る、財政・税制上の制度が整備されています。

●喫煙室のある施設における従業員への対策

改正法では、各施設の管理者に対し、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講じることを努力義務として設けています。また、労働安全衛生法において、事業者に対して屋内における労働者の受動喫煙を防止するための努力義務を課しています。

詳細については、「なくそう！ 望まない受動喫煙」Webサイトをご確認ください。

お問い合わせ先 大分市保健所 健康課 TEL：097-536-2517

「障がい者優先調達推進企業」を優遇します！

大分市では、障害者就労施設等（就労継続支援A型・B型事業所等）へ一定金額以上の物品または役務を発注している入札参加有資格業者を「障がい者優先調達推進企業」として登録し、入札契約制度において優遇します。

対象企業 以下の要件をいずれも満たす者とします。

- (1) 大分市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 大分市内に本店を有する者であること。
- (3) 大分市障がい者就労応援企業として認定されていること。
- (4) 大分市内の障害者就労施設等からの物品または役務の合計調達金額が前年度において、以下に掲げる金額以上であること。
 - ① 常用雇用労働者数 45.5 人未満の事業者…300 万円以上
 - ② 常用雇用労働者数 45.5 人以上の事業者…300 万円×法定雇用障害者数 以上

「大分市障がい者就労応援企業」とは、働く障がい者を応援していることを認定された民間事業者をいいます。詳細は大分市ホームページをご覧ください。



優遇措置の内容 「障がい者優先調達推進企業」に対して以下の優遇措置を実施します。

1. 物品の購入、製造の請負、物件の借入れおよび施設維持管理委託業務の契約

- (1) 指名競争入札
 - 1 者を追加指名するよう努めます。
- (2) 随意契約
 - ア. 2 人以上の者から、見積書を徴するときは、1 者追加選定するよう努めます。
 - イ. 1 人の者から、見積書を徴するときは、選定機会が多くなるよう努めます。

2. 建設工事および測量・建設コンサルタント業務等

- (1) 一般競争入札（建設工事のみ）

入札参加制限対象工事の入札公告日において、手持工事を 2 件から 3 件までとします。
- (2) 指名競争入札
 - 1 者を追加指名するよう努めます。

発注可能な物品・役務 障害者就労施設等へ発注可能な物品・役務について、以下のものが挙げられます。

◆物品◆

- 食品類…パン類・菓子類・弁当、ご飯類・その他食品類等
- 農産物等…農産物・花・精肉等
- その他物品…日用品・記念品・玩具等
- 印刷物…チラシ・名刺・はがき印刷等

◆役務◆

- 外作業…除草・屋外清掃・屋内清掃・農作業等
- 選別・検品…選別作業・検品・リサイクル作業等
- 室内軽作業…封入、封かん
- その他…パソコン作業（CAD等）・メール便・クリーニング等

申込み方法

届出書と添付資料を大分市障害福祉課へご持参、またはご郵送でお送りください。
詳細については、大分市ホームページをご覧ください。

障がい者優先調達推進企業

検索



お問い合わせ先 大分市障害福祉課 障害サービス担当班 TEL：097-537-5658

難病の方の雇用にご理解とご協力をお願いします

近年では医療の進歩に伴い、継続的な通院や治療によって安定した生活を保ちながら就労をされる難病の方も増えてきています。

病気をもちながら仕事を続けていくには、通院や勤務中の健康管理への配慮、病気の先入観や偏見の防止や公正な人事等への配慮など、職場での理解と適切な対応が不可欠です。

難病に限らず、慢性疾患をもつ人にやさしい職場と地域づくりへの取り組みをお願いします。

「難病」とは??

「発病の機構が明らかではなく、かつ、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。

難病のうち、患者数が国内において一定の人数に達せず、かつ、客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立しているものについては指定難病として医療費助成の対象となり、令和元年7月から333疾病が指定されています。

ハローワークで利用できる支援策

難病患者就職サポーター

就職を希望する難病の方に対して、症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した方の雇用継続などの総合的な支援を行っています。

難病の方を対象とした助成金等

これらの助成金等は、**難病の方を雇用する事業主が申請し、支給要件を満たした場合、事業主に対して支給**されます。（※事業主が支給要件を満たさない場合、受給できません。）

支給要件などの詳細は、労働局にお問い合わせください。

■新しく難病の方を雇い入れる場合

特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)
障害者トライアル雇用事業

■難病の方の雇用管理の見直しや柔軟な働き方の工夫等を行う場合

障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)

難病患者の雇用管理の参考となるマニュアル

「難病のある人の雇用管理マニュアル」は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センターホームページからダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

大分市商工労働メールマガジン 登録企業募集中!!

大分市が取り組む各種支援制度や講演会の開催情報などをメールマガジンで随時配信しています！

企業の皆さまに役立つ情報を紹介していきますのでぜひご登録ください！！



ご登録は
こちらから！



はたら「働きたい」
という思いのある方なら
誰でも参加できます

障がいのある方の就労生活を応援します！
おおいた市障害者自立支援協議会 就労支援部会

就労ピアサポートサロンおおいた

お仕事のことで悩んでいませんか？
ひとりで悩まず、サロンの仲間に話してみませんか？

皆さんと同じような体験を持つ参加者同士で体験談を話し合い、相談に乗り、情報交換を行います。悩みを話し、聞くことで就労生活のヒントが見つかるよう、障がいのある当事者であり、また、就労経験者でもあるピアスタッフが中心となりサポートします。また、最新の求人情報や、就労系福祉サービス事業所の情報も紹介します。ぜひ一度参加してみてくださいね！

開催日：毎月第3日曜日（2019年4月～2020年3月）

開催時間：10：00～12：00

場所：J:COM ホルトホールおおいた 3階 障がい者交流室

内容：①ピアスタッフを中心とした相談・情報交換・交流等
②関係機関からの情報提供（最新求人・就労系福祉サービス情報等）
③障がい者雇用を検討する企業への各種情報提供・相談

お問合せ先：《当日以外》 障害者就業・生活支援センター 大分プラザ
097-574-8668
大分市障害福祉課 097-537-5658

主催：大分市障害者自立支援協議会 就労支援部会

ティータイムを
たのしみながら
おはなししませんか？

〇お知らせ

『ワーク LIFE おおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワーク LIFE おおいた 2020年1月発行

大分市 商工労働観光部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-mail: rousei@city.oita.oita.jp
大分市ホームページからもご覧いただけます
<https://www.city.oita.oita.jp/>